

日本溶接協会（JWES）マイスター制度に関する規則

2019年2月27日制定

2020年9月23日改正

（目的）

第1条 優秀な溶接技能を有した者であり、かつ技能伝承等を通じ溶接界へ顕著な貢献のあった者を JWES マイスターとして認定し、技能の伝承や後進の指導・育成にあたることで溶接技能教育の活性化を推進すると同時に、優秀な溶接技能を有する者のプレゼンス向上を図ることを目的とする。

（認定対象）

第2条 溶接、およびマイクロソルダリングを認定対象とする。

（認定対象者）

第3条 次の各号すべてに該当する者とする。

- (1) 規定以上の技能を有すること
- (2) 申請時に、原則として溶接・マイクロソルダリングの経験が 20 年以上あり、かつ実務に 15 年以上従事していること
- (3) 現役の技能を有する者であり、認定後も相当年数の活躍が見込まれること
- (4) 技能を有する者の模範と認められ、その技能の伝承に積極的であること
- (5) 後進の指導・育成ができる技能、知識、見識を有し、社会貢献活動として溶接技能教育の実績が一定以上あること
- (6) 溶接技能者は、JIS に基づく溶接技能者の資格において専門級を 1 種類以上保有し 1 回以上更新した者、マイクロソルダリング要員は、JIS に基づくマイクロソルダリングの資格を 1 種類以上保有している者（現在の資格有無は問わない）

（候補者の申請・推薦）

第4条 溶接技能者における候補者の申請書は、原則として指定機関・企業・教育機関等の団体から管轄する地区溶接技術検定委員会へ提出するものとし、地区溶接技術検定委員会は申請書をとりまとめて推薦書を作成し、JWES マイスター審査委員会へ提出するものとする。

- 2 マイクロソルダリング要員における候補者の推薦書は、マイクロソルダリング要員認証委員会で作成し、JWES マイスター審査委員会へ提出するものとする。
- 3 原則として年に 1 回 JWES マイスターの申請を募るものとする。

（審査委員会）

第5条 会長は、理事会の議を経て、JWES マイスター審査委員会を組織する。

（審査委員会の役割）

第6条 JWES マイスター審査委員会は、JWES マイスターとして申請・推薦のあった者の溶接技能、および溶接界への貢献活動における実績をそれぞれ審査し、JWES マイスター候補者を選定して理事会に諮る。

- 2 JWES マイスターとして必要な溶接技能を有するものの、溶接技能教育等を通じた溶接界への貢献活動が一定基準に満たない者を、JWES 準マイスター候補者に選定し、理事会に諮る。

（審査委員会構成等）

第7条 JWES マイスター審査委員会は、委員長及び専務理事 1 人を含む 4 人以上の委員をもつて構成する。

（審査委員会 委員の委嘱）

第8条 委員長は、理事会において選任し、会長が委嘱する。

- 2 委員長は、選任日において 71 歳に達していない者とする。
- 3 委員は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

(審査委員会 委員の任期)

第9条 委員長、委員の任期は、1期2年とする。ただし、重任を妨げない。

(審査委員会 委員の定足数)

第10条 JWESマイスター審査委員会は、委員全員の出席を必要とする。ただし、止むを得ず欠席する委員は、予め書面などにより意見を提出し、その欠席が審査の結果に影響がないと認められる場合はこの限りではない。

(審査結果の報告)

第11条 JWESマイスター審査委員会は、JWESマイスター候補者とJWES準マイスター候補者を選定し、会長に報告しなければならない。

2 会長は、選定された候補者を理事会に諮り認定の可否を決定する。

(認定式)

第12条 定時総会の付帯行事においてJWESマイスター認定式を行う（JWES準マイスターは含まない）。

(授与品)

第13条 JWESマイスターには、認定証を授与し、合わせて副賞を贈呈する。

2 JWES準マイスターには、認定証を授与する。

(JWESマイスターの義務)

第14条 JWESマイスターは、当協会が開催する講習会等の溶接技能教育事業に協力する。

2 外部（溶接関連団体・教育現場・企業・自治体等）での溶接技能教育（講演、実演、体験教室等）に協力する。

3 年に1度、JWESマイスター審査委員会へ活動実績を報告する。

(JWES準マイスターの義務)

第15条 JWES準マイスターは、溶接技能教育等を通じて溶接界への貢献活動に努め、年に1度、JWESマイスター審査委員会へ活動実績を報告する。

(認定の取り消し)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合、JWESマイスター審査委員会にてJWESマイスター、JWES準マイスターの認定を取り消し、理事会へ報告する。

(1) 本人から取り消しの願いがあった場合

(2) 本人が死亡した場合

(3) JWESマイスターは第14条、JWES準マイスターは第15条の義務を果たせなくなつた場合

(4) JWESマイスター、JWES準マイスターとしてふさわしくない行為があると認められた場合

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、理事会の議を経るものとする。

付 則

この規則は2020年9月23日から施行する。